

# 医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院 安全保障輸出管理規程

2024年3月1日 制定

院長 小林 修三

## (目的)

**第1条** 本規程は、医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院(以下、当院)において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下、輸出管理)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

## (適用範囲)

**第2条** 本規程は、当院が雇用する全ての従業員(常勤、非常勤を問わない)(以下「職員等」という。)が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

## (基本方針)

**第3条** 当院の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1)国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2)外国為替及び外国貿易法外為法等、及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等(以下「外為法」という。)を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3)輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

## (最高責任者)

**第4条** 当院の輸出管理における最高責任者は、院長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

## (輸出管理統括責任者)

**第5条** 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、当院における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育、啓発のほか、本規程に定められた業務を行う。

- 3 統括責任者は最高責任者との兼任を妨げられない。

## (輸出管理責任者)

**第6条** 統括責任者の下に、輸出管理に関する業務の補佐を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

## (輸出管理委員会)

**第7条** 当院の輸出管理に関する重要事項を審議するにあたり、管理責任者が必要と認めた場合に、統括責任者の指示の下、輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会での審議事項および委員の構成は、管理責任者が隨時決定する。

**(輸出相談窓口)**

**第8条** 統括責任者の下に、職員等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうする場合に輸出管理全般について相談するため、輸出相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

2 相談窓口は、職員等からの相談内容を精査し、適切な輸出管理(事前確認、該非判定、用途確認、需要者等確認等)を示し、これを補佐する。

3 相談窓口は、必要に応じて管理責任者及び統括責任者に職員等からの相談内容及び対応を報告する。

**(許可申請)**

**第9条** 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

**(文書管理又は記録媒体の保存)**

**第11条** 職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

**(監査)**

**第12条** 管理責任者は、統括責任者の指示の下、当院の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を行うものとする。

**(調査)**

**第13条** 管理責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

2 前項に定める調査は、管理責任者の指示の下、相談窓口が行うことができる。

**(指導、教育、啓発)**

**第14条** 統括責任者は職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するため必要な指導、教育、啓発を行う。

2 前項に定める指導、教育、啓発は、統括責任者の指示の下、管理責任者または相談窓口が行うことができる。

**(報告)**

**第15条** 職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

**第16条** 職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、当院の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(雑則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、2024年3月1日から施行する。

別紙

医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院 安全保障輸出管理規程に定める責任体制において、各責任および担当者について、下記の通りとする。

記

最高責任者

小林 修三 【院長】

輸出管理統括責任者

小林 修三 【院長】

輸出管理責任者

芦原 教之 【事務長】

輸出相談窓口(担当者)

研究関連問い合わせ先: 平田 昌浩、國田 香菜

研究以外の問い合わせ先: 渡部 由紀子

以上